

第2期中期目標期間評価における自己評価及び評価結果での課題への対応策・対応状況

自己評価における「改善を要する点」

第2期中期目標	中期計画	改善を要する点	対応策・対応状況
<p>I. 教育研究の質の向上の状況</p> <p>1. 教育に関する目標</p> <p>(2)教育の実施体制</p> <p>③教育の質の改善のためのシステム整備</p> <p>FD・SD体制、閲覧情報及び教育の質の改善を推進する組織を整備し、PDCAサイクルを実行する。</p>	<p>計画1-2-3-1</p> <p>学士力・修士力の向上及び博士の学位取得の促進の観点から、学生からの意見、外部評価や社会からの要請を反映した、分野別・目的別のFD・SDを実施する。</p>	<p>教員FD研修会の参加者は必ずしも多いとはいえないため、これらを通じたファカルティ・ディベロップメントを実質化させる必要がある。</p>	<p>教員FD研修会への参加者数の増加、実質化に向け、平成27年度から次の取組に着手しているところである。</p> <p>(1)開催回数の増加 平成26年度までは年1回のみ開催であったが、平成27年度より後述の2次研修会を含め3回開催とした。</p> <p>(2)教員のニーズに合わせたテーマ設定および学外講師の招聘 従前より実施していた学内教員による教育活動成果報告に加え、教員アンケートでの要望を踏まえてテーマを設定し、学外の専門家を講師として具体的かつ実践的な講演やワークショップを実施した。</p> <p>(3)課程・専攻等内における2次的研修の実施 教員FD研修会で学んだ知識やノウハウを可能な限り多くの教員で情報共有することを目的に、各課程・専攻等のFD部会委員をリーダーとして、当該研修会の資料を用いつつ、各課程・専攻の実情に応じた2次的な研修会等を実施し、FD活動の裾野を広げている。</p> <p>これらの取組の結果、平成28年度におけるFD研修会の参加率は93.1%(283名)となった。</p>

第2期中期目標	中期計画	改善を要する点	対応策・対応状況
<p>I. 教育研究の質の向上の状況</p> <p>2. 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等</p> <p>① 目指す研究の水準</p> <p>研究分野ごとに目指すべき研究水準目標を設定する。</p> <p>研究成果の不断の検証とフィードバックを行う。</p>	<p>計画2-1-1-2</p> <p>研究の質の向上に向けて、検証結果を研究分野ごとにフィードバックし、研究水準を向上させるための方策を策定する。</p>	<p>設定された研究水準目標に沿って研究の質の向上をさらに促進し、特色ある分野においては世界的な水準の研究成果を生み出すことが望まれる。</p>	<p>本学が強みを持つ「建築・デザイン」分野、「グリーンイノベーション」分野、「高分子・繊維」分野において、海外の一線級研究ユニットを誘致し、共同研究等を行うなど、研究の質の向上をはかっている。加えて、学系ごとの研究業績を定期的にヒアリング・レビューした上で卓越研究員のポストを設定し、若手研究者層の底上げを図っている。</p> <p>また、研究支援の方策として、従前は基礎研究を下支えするため、多くの教員に幅広く研究費を配分してきた支援策を、より外部資金の獲得を意識した支援策に見直した。具体には、科研費の獲得を推進すべく、不採択の研究課題のうち評価の高い研究課題に対する研究費の配分や、一定額以上の外部資金を獲得した教員に対して研究費の管理サポートを行った。また、大型の競争的資金を獲得すべく、URA等による申請書チェック並びにヒアリング対応サポートを行うといった、これまでより研究支援対象を絞り込んだ支援を行った。</p> <p>その結果として、大型の競争的資金獲得に繋がり、具体には、「先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)」に、グリーンイノベーションセンター事業が採択された。</p> <p>また、世界的な水準での研究成果が期待できる、「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」にケンブリッジ大学との国際共同研究事業が採択された。</p>
<p>I. 教育研究の質の向上の状況</p> <p>3. 社会連携・社会貢献、国際化に関する目標</p> <p>(2) 社会との連携や社会貢献</p> <p>② 地域社会への研究貢献</p> <p>技術相談、技術移転等の仕組みを拡大・充実させる。知財獲得、活用等に関する支援を行う。</p>	<p>計画3-2-2-2</p> <p>地域産業界等に対して、知的財産に関する人材育成や啓蒙活動のための講習及び研修を実施する。</p>	<p>地域企業等を対象とした技術相談の実績を活かしつつ、知的財産権研修等の事業を体系的に整理し、真に地域産業の発展に資する社会人再教育のためのプログラムに展開させる必要がある。</p>	<p>平成28年度より大学の学術リソースを地域に還元し、地元企業等の職業人材の高度化を支援することを目指して、新たに履修証明制度を活用したプログラムを開設し、社会人再教育に取り組んでいる。(平成28年度 1プログラム、平成29年度2プログラム)</p> <p>また、知的財産に関する人材育成や啓蒙活動のための研修として、「知的財産権セミナー」を毎年実施している。平成29年度においては、企業からのニーズもあり、「勝ち残り戦略: 知的財産権を理解し活用メソッドを学ぶ」と題して、2回のセミナーを実施した。</p>

第2期中期目標	中期計画	改善を要する点	対応策・対応状況
<p>I. 教育研究の質の向上の状況</p> <p>3. 社会連携・社会貢献、国際化に関する目標</p> <p>(3)国際化</p> <p>①国際化推進体制の充実</p> <p>長期ビジョンに掲げる「国際的・高度専門技術者育成」の展開に向けて、国際交流全般について総合的に企画・推進する体制を充実させる。</p>	<p>計画3-3-1-3</p> <p>国際交流センターを中心とし、学部・研究科及び総合教育センター、研究推進本部、産学官連携推進本部、教育研究センター等との連携を強化し、研究者交流及び国際共同研究、留学生の受入から卒業・修了後までの指導・支援、日本人学生の海外教育研究活動、内外への情報発信までを含む総合的な国際化推進体制を充実させる。</p>	<p>留学生の受入増加に伴って支援をさらに充実させることが必要であることから、国際センターを中心とする体制のもと、多様な文化的・宗教的背景に配慮した生活支援や施設整備、多文化交流スペースの充実が必要である。</p>	<p>全留学生を対象としたアンケート等の意見聴取を踏まえ、留学生の生活・学修環境の向上に取り組んでいる。</p> <p>住居を借りる際の困難を踏まえ、留学生の住居については、従前より整備している留学生宿舎「まりこうじ会館」や留学生・日本人の混住型宿舎「松ヶ崎学生館」に加えて、きょうと留学生ハウスを平成28年4月から12室借り上げた。平成29年4月からは1室追加をして、計13室へと増やし、住居確保に努めている。</p> <p>そのほか、学生の多様な背景に配慮するため、学生食堂ではメニューに使用している材料を表示し、ハラルに対応したカレーや菓子についても販売を開始している。さらに、学生が自由に入出りできる国際交流資料室内に設けた礼拝スペースは日常的に留学生が利用している。</p> <p>多文化交流のためのスペースとして、附属図書館内に「グローバル・コモンズ」を設置し、スタッフのサポートのもと、多文化・多言語で交流する「M Cafe」や東アジアフェア等多文化イベントなどを実施している。平成28年度は延べ5,032名、図書館来館者数163,599名となり、設置前の26年度来館者数128,489名から大幅に増加している。</p>

評価結果における「改善すべき点」

第2期中期目標	中期計画	改善すべき点	対応策・対応状況
<p>Ⅱ. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する目標 ②安全管理 1) 安全管理体制の確立 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。</p>		<p>過年度評価において複数回指摘された事項： 毒劇物の不適切な管理(平成24・26年度評価)について、評価委員会が課題として指摘していることから、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが求められる。</p>	<p>組織としては安全管理センターを環境安全保健委員会に拡充改組し、環境健康配慮及び安全管理の一元的な管理体制を確立した。 毒物・劇物をはじめとした化学物質を適正に管理するために導入した化学物質・高圧ガス管理システムを平成28年度に更新し、試薬登録管理の徹底をはかると共に、登録状況を定期的に確認している。特に毒物はシステムと受払簿の二重管理とし、毒物使用責任者には毎年在庫量と受払簿の写しを報告させるなど厳格管理を徹底している。また、未管理試薬の一扫をはかるため、平成26年度から継続して不要試薬の一斉廃棄処分を行っている。 さらに、安全教育活動として、学内構成員を対象とした環境安全研修等を毎年実施して化学物質の適正管理について周知徹底をはかると共に、安全衛生巡視や内部監査時に現場を確認し改善に努めている。</p>
<p>Ⅱ. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する目標 ③法令遵守 1) 経理の適正化等 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。 2) その他の法令遵守 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。</p>		<p>研究費の不適切な経理： 過年度にわたり研究費の不適切な経理が確認されていることについては、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが求められる。</p>	<p>平成29年4月に、旅費関係規則等を改正及び新規制定し、旅行の事実確認後旅費を支給することとした。また、旅行の事実確認について、従前からの出張報告書に加え、用務先で入手した資料等の提出を追加で義務づけ(平成29年5月から平成29年7月まで)、出張事実の確認を強化した。 また、要項「コンプライアンス教育について」を改正し、毎年度実施している「公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス教育」の受講を全教職員に義務づけるとともに、規程等の理解状況を調査し、理解度の低い者に対して指導を行うなど、コンプライアンス教育を強化した。</p>